

平成 26 年 11 月 19 日

独占禁止法審査手続についての懇談会

座長 宇賀克也 様

独占禁止法審査手続についての懇談会（第 13 回）における意見

（一社）全国消費者団体連絡会 河野 康子

報告書素案において整理が行われていない、供述聴取時における供述人におけるメモの録取について、書面にて以下のとおり意見を述べます。

1. 供述聴取中の供述人によるメモ作成についても、第 7 回の懇談会に当たって書面で意見を提出した際、また、前回第 12 回の懇談会でも申し上げましたが、これを認めることは適切ではないと考えており、その旨改めて申し上げます。
  - （1） メモ作成は、供述調書の写しの交付と同様に、適正な主張反論の実現という目的を達成する手段としては適切ではないと考えます。供述聴取で聞かれたことを会社へ報告するということは、最終的に公正取引委員会から出される行政処分への防御ではなく、供述調整や違反行為を認定されないようにするために行っているものと考えられるため、そのような公正取引委員会の実態解明に対抗するための手段は、適切な防御権とは言えないと考えております。
  - （2） メモ作成については、「記憶喚起のためのメモは認めるべき」との御意見もありましたが、まず「何のための記憶喚起か」を明確にする必要があります。
  - （3） 会社の防御活動に役立てるための記憶喚起ということであれば、上記（1）のとおり、詳細なメモが作成され、その結果、供述調整や違反行為を認定されないようにすることが容易になるという問題が生じると考えます。会社の防御権とは別の、自分のための記憶喚起だという御意見もありましたが、会社に戻って弁護士と相談するためというのは、正に、会社の防御活動のための報告ではないのでしょうか。本当に自分だけのためにメモをして、会社には報告しないということを前提にするなら、上記（1）の問題は生じないかもしれません。しかし、会社が従業員に対して、詳細なメモを取って会社に提出するようにと命じた場合、従業員がこれを断れるとは思えません。
  - （4） また、会社の防御活動とは関係ないとすれば、それは何のためのメモなのでしょう。供述聴取は経験した事実を聞かれるだけであり、記憶のとおり供述している限り、審査官の質問と自分の回答をメモしないと適切に供述できない、ということはないはずです。前回の供述の状況をメモしておかないと次回の供述を適切にできないとか、調書の内容が自分の記憶している事実と合っているかを確認できない、ということも考えられません。会社が非協力的で、従業員も社内処分を恐れて会社に不利な事実を供述することを萎縮しがちな状況で、記憶にある事実を「覚えていない」と言ったり、虚偽の供述をすることもあるのだとすれば、メモを見ながらの方が、そのような供述はし易いのだろうとは想像されます。しかし、当然ながら、そのような供述を助けるために、メモ作成を認めるべきではないと思われます。
  - （5） メモ作成は、不当な聴取があったか否かを検証する透明化の手段となるのではないかと

御意見もみられます。しかし、従業員のメモが正確で公平な内容である保証はなく、検証の手段としては、適当ではないと考えられます。

- (6) 以上のとおり、聴取中のメモ作成には、実態解明機能に支障を生じる可能性があるのに、あえて認めるべき必要性はないと考えます。そのような必要性がないとしても、程度問題として、アジェンダ程度のメモならば実態解明機能に支障を生じないのではないかと御意見もありました。しかしながら、メモ用紙の枚数や字数で、支障を生じない範囲の線引きができるとは考えられません。明確な基準ができない以上、メモ作成の範囲が際限なく広がることは避けられないのではないのでしょうか。結局、詳細なメモが作成される可能性は前提としなければならない、その場合、供述調書の写しの交付と同様に、供述調整や違反行為を認定されないようにするためにメモが使用されることが十分に考えられ、実態解明機能への支障は避けられないと考えます。
- (7) なお、現在でも、休憩時間中の行動は原則として制約されていないことから、メモ作成も可能と伺っています。休憩時間になるまでの間のやり取りを全部は記憶してられないという御意見もありますが、そもそも、記憶し切れない程の詳細なやり取りを会社に報告することは、上記(1)のとおり、実態解明機能に支障をもたらすことから望ましいことではないと考えます。そのような支障を生じるには至らない、簡単な内容の会社への報告というのは、どの程度の内容なら支障がないと言えるのか、そういう報告をする必要性は何のためなのかはよく分かりませんが、休憩中に作成できるようなメモは休憩中に作成すればよいのであり、それ以上のメモを聴取中に作成することを認めることは適切でないと考えます。

以上